

➤ 使用料の減免申請方法について

1. 提出書類

- (1) 加古川市民交流ひろば使用許可申請書
- (2) 加古川市民交流ひろば使用料減免申請書

2. 提出先

「使用料減免申請書」の「減免理由」に応じ、提出先が異なりますのでご注意ください。

(理由1) 市が主催する事業のために使用するため

⇒ 市民交流ひろば受付窓口

(理由2) 市が共催する事業のために使用するため

⇒ 市民交流ひろば受付窓口

(理由3) 公共の団体が公益のために使用するため

⇒ 市民交流ひろば受付窓口

(理由4) 加古川市国際交流活動団体が国際交流・多文化共生に関する活動に使用するため ⇒ 市民交流ひろば受付窓口

(理由5) 次に掲げる活動を目的とした団体が当該活動に係る会議等に使用するため

⇒ 各活動を所管する課等へご提出ください。

① 市民団体・地域コミュニティの活動

→ 市民活動推進課

② 男女共同参画に関する活動

→ 男女共同参画センター

③ 勤労者の福祉に関する活動

→ 産業振興課（加古川市役所新館3F）

④ 青少年の健全育成に関する活動

→ 青少年育成課（青少年女性センター1F）

(理由6) その他

減免申請理由を記入いただき、市民交流ひろば受付窓口へ提出してください。

3. 各問い合わせ先（電話番号）

- | | |
|--------------|----------|
| ① 国際交流センター | 425-1166 |
| ② 市民活動推進課 | 427-9764 |
| ③ 男女共同参画センター | 424-7172 |
| ④ 産業振興課 | 427-3074 |
| ⑤ 青少年育成課 | 422-8188 |